

## 柏市工事検査要領

制定 平成10年 3月31日

施行 平成10年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別の定めがあるものを除くほか、柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号。以下「規則」という。）第152条及び柏市下水道事業会計規則（平成26年柏市規則第39号）第63条第1項の規定による請負建設工事の検査（以下「工事検査」という。）の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 専門検査職員 総務部技術管理課勤務を命じられた職員をもって充てる工事検査職員をいう。
- (3) 臨時検査職員 市長が職員の中から任命する工事検査職員をいう。
- (4) 指定検査職員 工事担当課長（工事を施行する課の長をいう。以下同じ。）が所属職員の中から指名する工事検査職員をいう。
- (5) 完成検査 工事が完成したときに行う工事検査をいう。
- (6) 出来形検査 工事の完成前に、部分払いをするときに行う工事検査をいう。ただし、完成検査に先立って引き渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り精算）検査」とする。
- (7) 中間検査 工事の施工途中に行う工事検査をいう。ただし、工事目的物の全部又は一部を引渡し前に使用する場合は、「中間（部分使用）検査」とする。
- (8) 工事監督職員 規則第151条第1項の規定による監督のうち

ち、請負工事の監督を行う職員をいう。

(工事検査職員の設置等)

第3条 工事検査を公正かつ円滑に執行するため工事検査職員を置く。

2 前項の工事検査職員は、その職務に応じて専門検査職員、臨時検査職員及び指定検査職員とする。

3 総務部技術管理課長（以下「技術管理課長」という。）又は工事担当課長は、工事検査職員の中から工事検査を行う職員を命じなければならない。

(工事検査職員の職務)

第4条 工事検査職員の職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 専門検査職員 請負契約金額が130万円を超える工事の検査

(2) 臨時検査職員 請負契約金額が130万円を超える工事の検査

(3) 指定検査職員 請負契約金額が130万円以下の工事の検査  
(工事検査の種類)

第5条 工事検査の種類は、完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

(契約締結通知)

第6条 工事担当課長は、請負契約金額が130万円を超える工事について、契約締結通知書兼台帳に関係書類を添付し、速やかに技術管理課長に通知しなければならない。

(工事検査手続)

第7条 工事担当課長は、受注者から市長に対して検査願届が提出されたとき又は中間検査をする必要があると認めるときは、工事検査実施依頼書に関係書類を添付して技術管理課長に工事検査を依頼し、又は指定検査職員に工事検査をするよう命じなければならない。

2 技術管理課長は、前項の規定による依頼があったときは、専門検査職員又は臨時検査職員に工事検査をするよう命じるとともに、工事検査の依頼のあった工事担当課長に対し、工事検査実施通知

書により検査職員の氏名及び検査日時を通知しなければならない。

- 3 工事担当課長は、前項の規定による通知があったときは、速やかに当該請負工事の工事監督職員、工事担当課の副主幹以上の職員（副主幹以上の立会いが困難なときは、工事担当課長が指定する職員。以下「立会職員」という。）及び受注者に検査日時を通知しなければならない。
- 4 技術管理課長は、前条の規定により通知があった請負工事に関して中間検査をする必要があると認めるときは、あらかじめ工事担当課長にその旨を通知し、専門検査職員又は臨時検査職員に中間検査をするよう命じることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の中間検査について準用する。この場合において、第2項中「前項の規定による依頼があったとき」とあるのは、「中間検査をする必要があると認めるとき」と読み替えるものとする。
- 6 工事検査職員は、第1項の検査願届に基づく工事検査の場合は、第10条の規定による工事検査の中止の場合を除き、当該検査願届を受理した日から起算して14日以内に工事検査を完了しなければならない。

（工事検査の方法）

- 第8条 工事検査職員は、契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）、工事写真、施工管理記録その他関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について市長が別に定めるところにより工事検査をしなければならない。この場合において、地下若しくは水中における工事及び仕上内部面等施工後外部から検査し難い部分のある工事については、工事監督職員の検査及び確認又は出来形図、工事記録写真等との照合により工事検査を行うことができる。
- 2 工事検査は、当該請負工事の工事監督職員、立会職員及び受注者の立会いの上、行うものとする。

（工事の手直し）

- 第9条 工事検査職員は、工事検査により出来形、品質等が契約書、設計図書その他関係図書等と相違し、又は不完全であると認めるときは、手直し工事指示書により受注者に補修又は改造を指示す

るとともに、工事担当課長にその旨を通知しなければならない。

(工事検査の中止)

第10条 工事検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該工事検査を中止し、直ちに技術管理課長又は工事担当課長にその旨を報告しなければならない。

(1) 受注者が工事検査の実施を妨害したとき。

(2) その他検査等の実施が困難であると認めたとき。

(工事検査の報告)

第11条 工事検査職員は、工事検査を完了したときは工事検査報告書を作成し、総務部長若しくは技術管理課長又は工事担当課長に報告しなければならない。

(工事成績評定の提出)

第12条 専門検査職員及び臨時検査職員は、請負契約金額が130万円を超える工事検査完了後速やかに柏市工事成績評定要領(平成16年2月10日制定)で定めるところにより、当該工事検査に係る工事成績評定表を作成し、技術管理課長に提出しなければならない。

(工事検査の認定)

第13条 市長は、工事検査の合格を認定したときは、工事検査通知書により受注者にその旨を通知するものとする。

(記録等)

第14条 技術管理課長は、工事検査台帳を備え、工事検査事務を記録し、及び整理しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(工事検査要綱の廃止)

2 工事検査要綱(昭和61年3月22日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発注した工事について適用し、施行日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発注した工事について適用し、施行日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。